

## 札幌市災害時物資供給検討会設置要綱

令和5年9月14日  
札幌市危機管理監決裁

### (設置)

第1条 大規模災害発生時に被災者への円滑な物資供給の実現を目指し、物資供給に関わる民間企業や団体、行政機関等が災害時の物資の調達及び保管と輸送に係る課題を共有し、課題解決に向けて意見交換等を行うため、札幌市災害時物資供給検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 災害時の物資供給に関する意見交換と課題の共有
- (2) 災害時の物資供給に関する体制構築の推進
- (3) 防災に関する会議や訓練等の開催及び参加
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第3条 検討会は、30名程度の委員で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、危機管理監が委嘱する。

- (1) 災害時の物資供給に関する専門的知識を有する者及び学識経験者
- (2) 検討会の目的に賛同し第2条の活動を行う行政機関、本市との災害時協定を締結している事業者及び事業者団体等
- (3) 前号に掲げる者のほか、危機管理監が特に必要があると認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。任期の途中で交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長の指名等)

第6条 検討会には、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討会を統括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (検討会の開催)

第7条 検討会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 検討会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

### (代理出席)

第8条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(幹事会)

第9条 検討会には、災害時の物資供給に関する体制構築等に必要な意見交換、調整、ワークショップ等を行うため、幹事会を設置する。

2 幹事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 災害時の物資供給に関する専門的知識を有する者及び学識経験者

(2) 検討会の目的に賛同し第2条の活動を行う行政機関、本市との災害時協定を締結している事業者及び事業者団体等

(3) 前号に掲げる者のほか、危機管理監が特に必要があると認める者

3 幹事会の幹事は、第4条の委員と兼任することができる。

4 幹事は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 前項の代理者は、幹事とみなす。

6 幹事会は、幹事長が会議を招集する。

7 幹事長は、検討会の委員長とする。なお、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、第6条第3項を準用する。

(オブザーバー)

第10条 検討会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、検討会の目的を達成するため、専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的な見地から意見を述べるものとする。

(謝礼)

第11条 委員に対して、会議1回の出席につき謝礼として12,500円(税込)を支給する。

2 前項の規定は、第8条の幹事に準用する。

(検討会及び幹事会の公開)

第12条 検討会及び幹事会の公開・非公開については、あらかじめ事務局にて決定する。

2 事務局は、会議の開催後、議事要旨を公開する。

(事務局)

第13条 検討会の事務局は、札幌市危機管理局危機管理部危機管理課に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は委員の協議により別途定める。

附則

1 この要綱は、令和5年9月14日から施行する。